

Ⅲ 旅費

1 普通旅費

費 目	近距離旅行(行程 40 km未満)	その他の普通旅行
現 地 経 費	支給しない	定額を支給(公用車 1/2 支給)
交 通 費	公 用 車 利 用	支給しない
	バス・タクシー利用	原則として 1 km 当たり 37 円を車賃として支給 実費が 1 km 当たり 37 円を超える場合は実費を支給
	私 用 車 使 用	1 km 当たり 25 円を車賃として支給
	鉄 道 利 用	実費(規定額)を支給
	航 空 機 利 用	実費(支払額)を支給
宿 泊 料	定額を支給	

(1) 旅費の種類

ア 鉄道賃

① 旅客運賃

往復同一線路による片道 600 km を超える場合には、往復割引の運賃を支給する。

※ 往復割引は 2026 年 3 月廃止予定。

② 特別急行料金

特別急行列車を運行する線路で片道 100 km 以上のものに支給する。

※ 特別急行列車または普通急行列車を利用することにより、普通列車を利用した場合と比較して公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合または災害の調査若しくは応急措置、緊急かつ重要な会議若しくは打ち合わせ等のため特別急行列車または普通急行列車を利用しなければ公務上支障を来す場合は、自由席特別急行料金または普通急行料金を支給する。

③ 急行料金

急行列車を運行する線路で、片道 50 km 以上のものに支給する。

④ 座席指定料金

特別急行列車または普通急行列車を運行する線路で片道 100 km 以上のものに支給する。

イ 船賃

- ・ 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶の場合は中級の運賃(2 級以上の職員)

※ 1 級の職員は下級の運賃

- ・ 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶の場合は下級の運賃(10 級以下の職員)
- ・ 運賃の等級を設けない船舶の場合は乗船に要する運賃

ウ 航空賃

路程に応じて、現に支払った旅客運賃を支給する。

※ 宿泊費とセットになっているパック旅行を利用した場合は、パック旅行代金から宿泊料定額を差し引いた額を航空賃として支給する。

※ 航空賃を請求する場合は、必ず証明書類（領収書、料金が明記されている航空券の写し等）を添付すること。

エ 車賃

車賃は、陸路旅行について路程に応じて支給するものとし、その額は1 kmにつき37円の範囲内とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により低額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額を支給する。

・職員が、自家用車を所属長の承認を得てその職務の遂行のために使用する場合

1 kmにつき25円

上記以外の場合

1 kmにつき37円

・岩手県内の区間における旅行で、陸路によることにより、他の交通機関を利用して旅行した場合と比較して公務がより効率的に遂行されるものと認められる場合には、陸路によるものも通常の経路とみなして支給する。

・次の区間については、陸路による経路も最も経済的な通常の経路及び方法とみなし、バス賃実費を支給する。

盛岡と久慈の区間、盛岡と岩泉の区間、盛岡と宮古の区間、盛岡と大船渡の区間

・車賃の計算は、路程図等により計算した路程に1 kmあたりの定額を乗じるものであるが、実際に要したバス賃が定額の車賃を超える場合に限り、バス賃実費額を支給することができる。

オ 現地経費、宿泊料、食卓料

区 分	現地経費（1日につき）		宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	
	用務地が県 内の場合	用務地が県外の場合	甲地方	乙地方		
8級以上の職務にある者	1,700円	3,500円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
1～7級の職務にある者	1,500円	2,900円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

※ 条例付則4により、2級以下の職務にある者に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料の額は、当分の間、7級以下3級以上の職務にある者に係る現地経費等の額と同額とするとされている。

この適用を受けないもの ⇒ 移転料、着後手当、扶養親族移転料

◎現地経費

※旅行行程40km未満（県内に限る）の場合は現地経費は支給しない。

※公用車等のみを利用した旅行の場合は、現地経費の1/2を支給しない。

※宿泊地に滞在中の移動がない日については、現地経費の1/2を支給しない。

◎宿泊料

※水路旅行及び航空旅行について、上陸または着陸して宿泊した場合に限り宿泊料を支給する。

※車中泊等、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方の宿泊料を支給する。

※旅行者が、配偶者、両親その他親族若しくは友人の住居または自己が所有する住宅等に宿泊する場合は、宿泊料を支給しない。

※県以外の団体等が主催する大会、会議等に出席する場合で、当該団体等から宿泊施設を指定された場合で、宿泊料を調整することが適当と認められるときは、適宜調整することができる。

※旅行中に食事が提供される場合で、その食事が県の食糧費等から支出される場合には、次により現地経費または宿泊料を調整するものとする。

- ・昼食が提供される場合は、現地経費の1/2に相当する額を支給しない。
- ・宿泊する場合で、夕食または朝食が提供される場合は、1食につき現地経費の1/2に相当する額を宿泊料から減じた額を宿泊料として支給する。

◎食卓料

※食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合または船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

【休職中での所属との打ち合わせ等の用務に従事する場合の注意点】

休職中において、各所属との打ち合わせ（面談等を含む）が必要となる場合で、旅行を伴う場合には、公務との関連性等を明確にするため、所属に対して旅行命令をしていただく必要があります。

◎外国旅行は、2025年4月改正前の国家公務員旅費法の例による。

(2) 日額旅費

ア 航海日当

①漁業取締事務所に勤務し、漁業取締船に乗り組む職員

②水産技術センターに勤務する船員である職員

上記職員が船舶に乗船して航海したときは、定けい港出向の日から入港の日までの期間について、目的地区分に従い航海日当を支給する。

◎目的地区分

区 分	区 域
第1区	本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域

	で定けい港の港域（港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）第 1 条に規定する区域（船員法第 1 条第 2 項第 2 号の港の区域の特例に関する政令（昭和 23 年政令第 164 号）に基づきこれと異なる定めがある場合については、その規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域
第 2 区	東経 175 度、北緯 21 度、東経 110 度及び北緯 51 度の線により囲まれた区域で第 1 区の区域及び定けい港の港域を除いた区域
第 3 区	東経 175 度、北緯 51 度、東経 134 度及び北緯 63 度の線により囲まれた区域並びに東経 175 度、南緯 11 度、東経 94 度及び北緯 21 度の線により囲まれた区域（トンキン港を含む。）
第 4 区	第 1 区、第 2 区、第 3 区及び定けい港の港域以外の区域

◎ 航海日当

区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
3 級以上又は技能職等給料表の 4 級以上の職務にある者	910 円	1,370 円	1,710 円	2,570 円
2 級又は技能職等給料表の 3 級若しくは 2 級の職務にある者	750 円	1,130 円	1,410 円	2,120 円
1 級又は技能職等給料表の 1 級の職務にある者	590 円	890 円	1,110 円	1,670 円

イ 研修等の旅費

職員が次に掲げる旅行をしたときは、日額旅費を支給する。

- ① 自治大学校（研修期間が 6 日（東京都内に在勤する職員にあっては、2 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ② 東北自治研修所の研修（研修期間が 6 日（宮城県内に在勤する職員にあっては、2 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ③ 岩手県職員研修規程第 3 条第 1 項の能力開発研修（研修期間が 2 日（県外に在勤する職員にあっては 6 日）以内のものを除く。）を受けるための旅行
- ④ ①～③の研修以外の研修、講習、訓練その他これらに類するものを受けるための旅行のうち、次のもの以外の旅行
 - ・ 専門研修開催地が県内であって、専門研修期間が 2 日（県外に在勤する職員は 6 日）以内の研修を受けるための旅行
 - ・ 専門研修開催地が県外であって、専門研修期間が 6 日（専門研修開催地がある都道府県内に在勤する職員は 2 日）以内の研修を受けるための旅行

◎日額旅費額

区 分			日 額	摘 要		
自治大学校の研修				研修に要する経費を勘案して人事課給与人事担当課長が定める額		
東北自治研修所の研修			3,350 円			
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	清温荘	12,600 円		
			国立岩手山青少年交流の家	5,800 円		
			その	県 内	6,750 円	
			他の	県 外	甲地方	8,100 円
				乙地方	7,000 円	
		旅館（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項の旅館業の用に供する宿泊施設）	15 日未満	10,100 円		
			15 日以上 30 日未満	9,100 円		
			30 日以上	8,100 円		
		下宿その他これに準ずる宿泊施設	県 内		4,300 円	
			県 外	甲地方	5,050 円	
乙地方	4,450 円					
宿泊しない場合			1,000 円	行程が 40 km 未満であり、かつ、研修場所が県内である場合は、支給しない。		

備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないと旅行命令権者が認めるとき、人事課給与人事担当課長の承認を得て、別に定めることができる。

(3) 旅費と通勤手当の調整

ア 旅行経路上を鉄道またはバスで通勤している職員（通勤手当が定期券の価格で認定されている職員に限る）が通勤と同様の方法で旅行する場合の当該通勤区間にかかる鉄道賃または車賃（定期券が利用できる運賃または料金部分に限る）は支給しない。

区分	新幹線 指定席利用	新幹線 自由席利用	在来線指定 席特急利用	在来線自由 席特急利用	在来線 (普通列車)
在来線定期券	—	—	—	運賃	運賃
Ⓢ定期券	—	運賃	—	運賃	運賃
新幹線定期券	—	運賃	—	運賃	運賃

イ 交通用具を使用して通勤している職員が、自家用車の公務上使用の承認を受けて居住地発若しくは居住地着または居住地発着の旅行をする場合に、旅行命令にかかる自家用車の使用区間の旅程のうち、交通用具を使用して通勤する距離に相当する路程（ただし65kmを上限とする。※2012.1～）については、車賃を支給しないこととする。

2 赴任旅費

ア 移転料

移転料は、赴任若しくは帰任に伴う住所または居所の移転について支給するもので、その額は次の各号に規定する額による。

① 赴任の際、扶養親族（主として職員の収入によって生計を維持している配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。以下同じ。）が移転する場合

⇒ 旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた定額による額

② 赴任の際、扶養親族を移転しない場合 ⇒ 定額の1/2に相当する額

③ 赴任の際には扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 ⇒ 定額による額

（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる額に相当する額の合計額を支給する。）

※ 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた額を支給する。

区 分		8 級以上	7 級以下 3 級以上	2 級以下
鉄道換算キロ	5 0 km未満	126,000 円	107,000 円	93,000 円
5 0 km以上	～ 1 0 0 km未満	144,000 円	123,000 円	107,000 円
1 0 0 km以上	～ 3 0 0 km未満	178,000 円	152,000 円	132,000 円
3 0 0 km以上	～ 5 0 0 km未満	220,000 円	187,000 円	163,000 円
5 0 0 km以上	～ 1 0 0 0 km未満	292,000 円	248,000 円	216,000 円
1 0 0 0 km以上	～ 1 5 0 0 km未満	306,000 円	261,000 円	227,000 円
1 5 0 0 km以上	～ 2 0 0 0 km未満	328,000 円	279,000 円	243,000 円
2 0 0 0 km以上		381,000 円	324,000 円	282,000 円

注) 距離(路程)の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

- ④ 県外の同一地域内の異動において、赴任を命ぜられた職員が公舎に居住すること、またはこれを明け渡すことを命ぜられ、居所を移転した場合
⇒ 上記表の鉄道50km未満の移転料定額の1/3の額を支給する。(扶養親族を随伴しない場合にはその1/2の額)

イ 着後手当

着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。

- ① 新在勤地に到着後直ちに公社または自宅に入る場合
現地経費定額の 2日分 及び宿泊料定額の 2夜分 に相当する額
- ② 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km未満の場合
現地経費定額の 3日分 及び宿泊料定額の 3夜分 に相当する額
- ③ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50km以上100km未満の場合
現地経費定額の 4日分 及び宿泊料定額の 4夜分 に相当する額
- ④ 赴任に伴う移転の路程が鉄道100km以上の場合
現地経費定額の 5日分 及び宿泊料定額の 5夜分 に相当する額

区分	現 地 経 費			宿 泊 料	
	県内	県外		甲地方	乙地方
		甲地方	乙地方		
8 級以上	1,700 円	3,500 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円
3～7 級	1,500 円	2,900 円	2,200 円	10,900 円	9,800 円
2 級	1,300 円	2,700 円	2,000 円	9,800 円	8,800 円
1 級	1,100 円	2,300 円	1,700 円	8,700 円	7,800 円

※着後手当は、退職者の帰住旅費や新規採用職員の赴任旅費の場合は支給しない。

ウ 扶養親族移転料

扶養親族移転料は、赴任あるいは帰往に伴う扶養親族の移転について支給する。

(帰住の場合は、着後手当分を支給しない。また、新規採用職員には支給しない。)

旧勤務地から新勤務地（帰住の場合は旧居住地から新居住地）までの赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとにその移転の際の年齢に従い支給する。

	鉄道賃、船賃、車賃	現地経費、宿泊料、着後手当
12 歳以上	職員相当の額	職員相当の 2 / 3
12 歳未満 6 歳以上	12 歳以上の額の 1 / 2	12 歳以上の額の 1 / 2
6 歳未満	支給なし ※ただし、3 人以上随伴の場合、2 人を超えるごとに職員の 1 / 2 を加算	職員相当の 1 / 3

※12 歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができる。

※職員が赴任を命ぜられた日において胎子であった子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任の命ぜられた日における扶養親族とみなして規定を適用する。

エ その他

- ① 異動に伴う住居移転がない場合（移転料が支給されない場合）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務せず新勤務公所へ出勤する場合は赴任旅行を命じない。
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務をした後、新勤務公所へ赴任する場合は旧勤務公所から新勤務公所への旅行を命ずる。
- ② 異動に伴う住居移転がある場合（移転料が支給される場合）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務せず新勤務公所へ出勤する場合は、旧居住地から新居住地の旅費を支給する。（旧勤務地から新勤務地までの旅費を限度とする。）
 - ・異動発令日以後に旧勤務公所に勤務した後、新勤務公所へ赴任する場合は、旧勤務公所から新勤務公所への旅行を命ずる。

※いずれの場合も、異動月から通勤手当が支給される場合には、通勤調整が必要となること。（新採用も同様。）
- ③ 日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【注意：発令日前の人事異動に伴う転居は届出が必要】

異動に伴い、発令日前に異動先に住居移転する場合には、現所属長に事前の届出が必要となる。この趣旨は、発令日前の住居移転についても、人事異動との関連を明確にして、万一、交通事故等で被災した場合に公務災害と認定させるため公務遂行性の判断材料とするためで、異動に伴う住居移転は公務に位置づけられている。

3 新採用職員の赴任旅費

支給する旅費は、鉄道賃等、現地経費、移転料とする。

ア 鉄道賃等

採用時の住所または居所（採用に伴い住所または居所を移転した場合にあっては、当該移転の直前の住所または居所。ただし、一時的に生家に引っ越して待機していた時と認められる場合は在学中の住所又は居所とする）から辞令交付地を經由して勤務公署に至るまでの路程に応じた額を支給する。

例	採用時の住所等	採用直前の住所等	辞令交付地	勤務公署	支給路程
1	盛岡市	盛岡市	盛岡市	盛岡市	—
2	盛岡市	盛岡市	盛岡市	宮古市	盛岡市→宮古市
3	宮古市	盛岡市	盛岡市	宮古市	盛岡市→宮古市
4	一関市	一関市	盛岡市	宮古市	一関市→盛岡市→宮古市
5	宮古市	一関市	盛岡市	宮古市	一関市→盛岡市→宮古市
6	宮古市	宮古市	盛岡市	宮古市	宮古市→盛岡市→宮古市
7	宮古市	東京都	盛岡市	宮古市	東京都→盛岡市→宮古市

イ 移転料

採用に伴い住所または居所を移転した場合に、当該移転の直前の住所等から新在勤地までの路程に応じて支給するものとし、その額は、職員の転任に伴う赴任の例により支給される額の1/2とする。

距離区分		単身赴任	扶養親族随伴移転
鉄道換算キロ	50km未満	23,250円	46,500円
50～	100km未満	26,750円	53,500円
100～	300km未満	33,000円	66,000円
300～	500km未満	40,750円	81,500円
500～	1000km未満	54,000円	108,000円

注) 1 東京等の大学生で卒業後住民票の移転をしないまま実家に居住している場合は、その実家を起点とする。

2 距離(路程)の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

4 岩手県外への赴任に係る旅費の特例

異なる都道府県に所在する公署への異動に伴い転居する職員(新採用を除く)については、職員及び当該職員の扶養親族の転居に係る運送費(荷物運搬に係る経費であり、梱包サービス、家財廃棄料、附帯サービスを除く)が条例の移転料を超える場合に、超える額を加算する。ただし、加算額は移転料の3割を限度とする。

なお、適用にあたっては、異動後の所属の所管部局企画室等(広域振興局の場合は経営企画部、総務部等)を經由して、人事課給与人事担当課長に協議し、了承を得る必要がある(協議にあたっては、領収証の挙証資料が必要)。

5 帰住旅費

ア 帰住旅費が支給される場合

定年、勸奨退職職員等（60歳に達した日以後、非違によることなく退職する場合を含む）が、退職の日の翌日から起算して1月以内に、退職時の居住地を出発して退職後の生活の本拠地となる地（＝帰住地）へ旅行した場合に支給されます。

ただし、県外に帰住する場合は、帰住地から最も近い県内の公署までの距離が60km以上の場合には支給されません。

（帰住地が仙台市等の場合は支給されない規定ですが、県職員として長年勤務された方は、県内または県外でも近隣地への居住が通常と考えているものです。）

【任期付職員の例外】

任期付職員の任期満了に伴う退職の場合にあっては、県外に帰住する場合であり、かつ帰住地から最も近い県内の公署までの距離が60km以上の場合であっても、帰住旅費の支給対象となります。

退職時の勤務公署から帰住地までの行程（退職時の居住地から帰住地までの行程の方が短い場合は、当該行程）が、採用時の直前の住所又は居所から在勤地までの行程を超える場合には、当該採用時の行程に応じて旅費を支給する。

（例：赴任時 東京→釜石市 帰住時 釜石市→名古屋 の場合は、帰住旅費は釜石→東京の旅費に準じて支給）

イ 支給される旅費

帰住旅費は、対象職員から帰住旅費請求書と住民票謄本などの帰住を証明できる書類を退職時の所属に提出された場合に、赴任の例に準じて計算した退職時の職務相当の旅費を支給されます。

ただし、引越し代相当を想定しているので、着後手当と扶養親族移転料のうちの着後手当相当分は支給されません。

6 勤務時間外緊急登庁時の交通費（旅費）支給

ア 対象 災害の発生等に伴い勤務時間外に登庁を命じられた職員のうち、公共交通機関利用により通勤手当の認定がされている職員で、公共交通機関が運行していない時間帯、公共交通機関の便数が少ない時間帯や、退庁時に公共交通機関が運行時間外となることが見込まれる場合

イ 旅費 自家用車利用：往復分の車賃（1kmにつき25円。家族の運転により自家用車で登庁した場合も対象）、有料道路を利用した場合は、有料道路の利用料金（領収書等の挙証資料を添付のこと）

タクシー利用：タクシー代の実費（領収書等の挙証資料を添付のこと）